

先生、お元気ですか。

ともに学び、ともに歩み、
そして夢を語り合える先生。
そんな先生に、私もなります。



平成20年度採用
島根県公立学校教員募集

島根県教育委員会

小学校教諭



学校生活の中で一番長い時期を共に過ごすことになる小学校教育は、児童も教員も毎日が発見、毎日が勉強です。子どもたちのきらきらとした瞳は好奇心と感性にあふれています。

児童と教員との毎日は、まわりの人やものとの間で多くのふれあいが生まれます。その中では、教員の生き方そのものが児童の人格形成の上で大きな影響を与えていくのです。互いを認め合い、支え合い、人として成長していける一日一日を、子どもたちと教員で築いています。

勤務地域限定採用

小学校教諭、中学校教諭及び特殊教育諸学校小学部教諭では、勤務地域を石見地域又は隠岐地域（特殊小学部は石見地域のみ）に限定した採用枠があります。出願資格は平成19年3月末現在で国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭（正式採用）として1年以上の経験のある44歳以下としています。

また、これとは別に、小学校教諭及び中学校教諭の募集に、34歳以下で、教諭（正式採用）経験を出願資格としない勤務地域（石見・隠岐）限定採用枠を設けています。詳細については要項をご覧ください。

中学校教諭

中学生は多感な時期であり、心身ともに大きく変容し成長していく時期でもあります。中学校の教員は、担当教科の指導力はもちろん、そのような生徒一人ひとりに目を向け、よさを見つけて伸ばしていくこととする熱意も大切にしたいものです。

生徒の願いや悩みに親身になって相談にのり、時に厳しく、時に優しく指導できる教員が求められています。



平成16～18年度実施島根県公立学校教員採用候補者選考試験の結果について

	小 学 校	中 学 校										高 等 学 校														特 殊 教 育 諸 学 校	養 護 教 諭	合 計					
		国 語	社 会	数 学	理 科	英 語	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術	家 庭	計	国 語	地 理 歴 史	数 学	物 理	化 学	生 物	英 語	音 楽	保 健 体 育	特 別 体 育	家 庭	農 業	造 園				機 械	建 築	商 業	漁 業	機 関
平成 16 年度	受験者数(A) 名簿登録者数(B) 倍率(A)÷(B)	409 20 20.5	47 1 47	56 0 -	66 4 16.5	50 1 50	62 4 15.5	32 1 32	15 1 15	40 1 40	11 0 -	16 1 16	395 14 28.2	42 1 42	51 1 51	58 5 11.6	23 1 23	- - -	46 4 11.5	15 1 15	75 3 25	- - -	18 1 18	- - -	11 1 11	12 0 -	- 2 -	29 - -	- - -	380 20 19.0	125 15 8.3	64 3 21.3	1,373 72 19.1
平成 17 年度	受験者数(A) 名簿登録者数(B) 倍率(A)÷(B)	375 25 15	38 2 19	49 1 49	54 3 18	32 5 32	60 2 16	32 1 18.5	18 2 9	37 1 37	12 1 12	11 1 11	343 19 18.1	39 1 39	40 1 40	51 5 10.2	- - -	29 1 29	45 3 15	11 3 11	84 3 28	2 1 2	23 1 23	16 1 16	- - -	8 1 8	22 1 22	3 1 3	- - -	373 21 17.8	98 12 8.2	63 2 31.5	1,252 79 15.8
平成 18 年度	受験者数(A) 名簿登録者数(B) 倍率(A)÷(B)	346 33 10.5	35 2 17.5	46 1 46	54 7 7.7	39 1 39	62 7 8.9	27 2 13.5	13 1 13	40 6 6.7	11 1 11	9 2 4.5	336 30 11.2	36 2 18	35 2 17.5	48 2 24	- - -	21 1 21	34 5 6.8	9 1 9	64 3 21.3	- - -	21 1 21	13 1 13	- - -	10 1 10	- - -	28 1 28	- - -	322 21 15.3	84 13 6.5	63 7 9	1,151 104 11.1

島根県の教職員として 求められる基本的な 資質・能力

※この募集案内は平成18年度実施の採用試験の内容等をもとに作成しています。
平成19年度に実施する試験については要項(平成19年5月上旬に配布)をご覧ください。
また、「特殊教育諸学校」という名称は、平成19年4月1日以降「特別支援学校」と読み替えます。

豊かな人間性と 教職に対する 使命感

- 人間理解、人権意識にかかわるもの
- 教職に対する誇りと責任の自覚にかかわるもの
- ふるさとを愛する心にかかわるもの

子どもの心身の発達と 心の動きに対する 理解と対応

- 子ども理解にかかわるもの
- 子どもをとりまく人との関係構築にかかわるもの

職務にかかわる 専門的知識・技能 及び態度

- 教科等の指導にかかわるもの
- 社会の変化に適応する能力にかかわるもの



高等学校教諭

今日の高校教育は、21世紀における国際化・情報化、生涯学習社会の進展など、社会の変化や生徒一人ひとりの個性にきめ細かく対応し、生徒のもつ可能性や能力を最大限に伸張させるとともに、心豊かに生きる力を育てることを目標に進められています。

教諭の普通免許状がなくても高等学校の教員になる道があります。

特別免許状制度

志望する教科に関する社会的実務経験のある社会人が、教育職員検定により高等学校教諭特別免許状を得て、県立高等学校の工業、商業、農業、水産等の教員(教諭)となることができます。

助教諭制度

教員免許状を取得するための単位が修得できる大学(短大は除く)において、工業に関する科目58単位以上を修得した人が臨時免許状を得て、県立高等学校の工業の教員(助教諭)となることができます。

なお、採用後3年間のうちに「職業指導」等の必要な単位を修得すれば教諭となることができます。詳細については要項をご覧ください。

特殊教育諸学校教諭



障害のある児童生徒の教育は、一人ひとりの個性を生かしながら、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り社会参加・自立する人間を育てることをねらいとします。このため、各学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別の指導領域を設けています。

一人ひとりの児童生徒の障害の状態や程度、発達段階、特性等を考慮し、特別な配慮のもとに、手厚くきめ細かな指導を行い、生きる力を育み、社会参加・自立に必要な力を培う教育を展開しています。

養護教諭

養護教諭は、学校保健に関する専門職として、健康診断・保健指導、救急処置等を通して、児童生徒の健康の保持増進のために活躍しています。児童生徒の身体的不調の背景には、いじめや不登校などの心の問題にかかわっていることもあり、養護教諭の行う健康相談活動に一層の期待が高まっています。

養護教諭はその専門性と保健室の機能を生かして、学級担任をはじめ他の教職員と連携し、活動しています。



平成18年度実施状況

校種	出願資格(条件を全て満たすこと)	第1次試験	第2次試験	第3次試験
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校教諭の普通免許状所有者(取得見込みを含む。) ●34歳以下の者(現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者または勤務したことのある者は44歳以下。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育公務員として必要な一般教養や教職教養に関する試験 ○小論文試験 ○適性検査 ○面接試験 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校教諭として必要な専門的教養や知識に関する試験 ○適性検査 ○面接試験 ○模擬授業 ○水泳実技試験 ○音楽実技試験 	<ul style="list-style-type: none"> ○面接試験 ○模擬授業等試験
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ●志望教科の中学校教諭の普通免許状所有者(取得見込みを含む。) ●34歳以下の者(現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者または勤務したことのある者は44歳以下。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小論文試験 ○適性検査 ○面接試験 	<ul style="list-style-type: none"> ○志望教科についての専門的教養や知識に関する試験 ○適性検査 ○面接試験 ○模擬授業 ○実技試験(理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭の出願者のみ) 	
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ●志望教科の高等学校教諭の普通免許状所有者(取得見込みを含む。) ●34歳以下の者(農業、工業、商業、水産は44歳以下。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○適性検査 ○面接試験 	<ul style="list-style-type: none"> ○志望教科・科目についての専門的教養や知識に関する試験 ○適性検査 ○面接試験 ○模擬授業 ○実技試験(理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、商業の出願者のみ) 	
特殊教育諸学校	<ul style="list-style-type: none"> ●盲・聾・養護学校教諭のいずれかの普通免許状所有者(取得見込みを含む。) ●志望校種・教科の普通免許状所有者(取得見込みを含む。) ●34歳以下の者(現に国公立の小・中・高・特殊教育諸学校の教諭(正式採用)として勤務中の者または勤務したことのある者は44歳以下。) 		<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育についての専門的教養や知識に関する試験 ○志望教科・科目についての専門的教養や知識に関する試験 ○適性検査 ○面接試験 ○模擬授業 ○水泳実技試験(小学部の出願者のみ) ○音楽実技試験(小学部の出願者のみ) ○実技試験(理科、英語、音楽、美術の出願者のみ) 	
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ●養護教諭の普通免許状所有者(取得見込みを含む。) ●34歳以下の者 		<ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭として必要な専門的教養や知識に関する試験 ○適性検査 ○面接試験 ○養護に関するロールプレイング ○養護に関する実技試験 	

Q&A

Q 身体に障害がある場合、受験にあたっての配慮はありますか？

A 例えば、視覚障害のある場合には、点字や拡大文字などでの受験も可能です。その他、障害の程度に応じた配慮を行いますのでご相談ください。

Q 福利厚生はどうなっていますか？

A 採用と同時に公立学校共済組合員となり、また教職員互助会に加入することができます。

例えば、

- 結婚、出産、病気、災害等の際に各種の給付を受けることができます。
- 住宅建築等の際に資金が必要な場合には、各種貸付を受けることができます。
- 人間ドック等の受診の際、検査料の一部について補助を受けることができます。
- 宿泊、保養施設を安い料金で利用でき、また各種の厚生事業に参加することができます。

Q 複数教科の免許状を持っているのですが？

A 中学校については、採用候補者の選考にあたって複数教科の免許状（例：中学校音楽と中学校数学）を所有していることを考慮したいと考えています。

Q 受験の際に複数の校種や教科に出願できますか？

A 養護教諭を除いて1校種1教科にしか出願できません。また、名簿登載された籍（小・中・高・特殊）を採用後変更することはできません。養護教諭の出願については校種の枠はありません。

Q 島根県には、公立学校は何校ありますか？

A 平成18年度、本県には市町村立小学校262校（このうち7校は分校）、市町村立中学校107校（このうち2校は分校）、県立高等学校42校（このうち4校は分校）、県立盲学校1校、県立ろう学校2校、県立養護学校9校（知的障害者養護学校6校、肢体不自由養護学校2校、病弱養護学校1校）があります。

Q 学校図書館司書教諭の講習の修了証書を持っているのですが、生かすことができますか？

A 採用候補者の選考にあたって、学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有していることを考慮したいと考えています。

Q 島根県は東西に長く離島もありますが、どこにでも配属されますか？

A 勤務地域限定採用を除いて全県に配属されます。その後は、異動ルールに従って異動することになります。

Q 臨時教員として働きたいのですが？

A 教員免許状があれば、所有する免許状に応じて小・中・高・特殊教育諸学校の臨時教員として働くことができます。常勤講師は、欠員、産前・産後休暇、育児休業、病気休暇等により補充が必要になったとき、その代替者として勤務しますが、月給制であるため、ボーナス及び住居、通勤等の手当が支給されません。非常勤講師は、特定の時間のみ勤務するもので、時間給が支給されます。なお、臨時教員の希望申込は随時受け付けておりますので、義務教育課または高校教育課へお問い合わせください。

勤務条件

平成18年12月現在

初任給

		初任給		教員特別手当	合計
		給料月額	教職調整額		
小・中学校教諭	大学卒	190,500	7,620	6,300	204,420
	短大卒	166,600	6,664	5,400	178,664
高等学校教諭	大学卒	190,500	7,620	6,300	204,420
	短大卒	164,300	6,572	5,400	176,272
特殊教育諸学校教諭	大学卒	190,500	(注1)24,764	6,300	221,564
	短大卒	164,300	21,358	5,400	191,058

表中の金額は、大学や短大を卒業し、すぐに採用された場合の基準です。なお、採用までに職歴のある方は、経験に応じて加算します。

注1) 表中の盲・ろう・養護学校の「教職調整額」には、給料の調整額を含んでいます。

注2) 本県の財政事情により現在一定割合の減額措置を実施しています。

諸手当

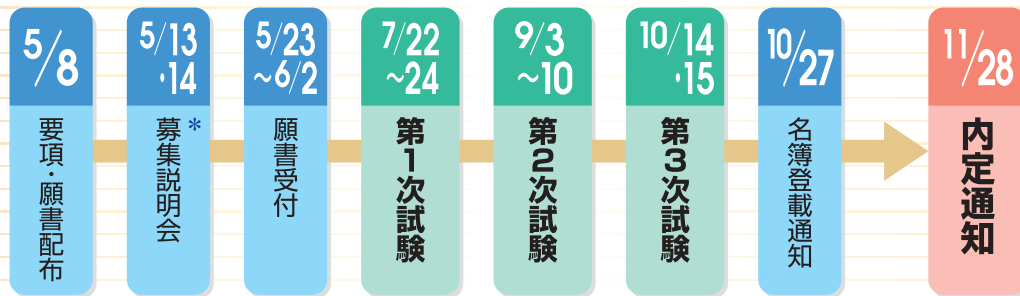
通勤手当	交通機関利用の場合／（運賃等相当額）全額支給（最高限度額 月55,000円） 交通用具利用の場合／自動車、自転車等の種類により、距離に応じて支給
扶養手当（抄）	配偶者／13,000円 その他扶養親族2人まで／6,000円 その他／5,000円
住居手当	自宅／2,500円（新築・購入から5年間）
	借家／23,000円以下…家賃の月額－12,000円 23,000円超…23,000円を超えた額の2分の1＋11,000円 ※最高限度額27,000円、教職員住宅は支給対象外
へき地手当	給料月額＋教職調整額＋扶養手当の4／100～20／100
期末勤勉手当	1年間に給料月額などの4.45月分

休暇等

有給休暇は、年次休暇のほか、産前・産後休暇、夏季休暇、私傷病休暇、介護休暇等があります。また、子供が満3歳に達するまで養育に専念できる育児休業制度もあります。

I N F O R M A T I O N

内定通知までの流れ（平成18年度実施）



*募集説明会について

要項・願書の配布開始後の平成19年5月中～下旬に県内各地で募集説明会を開催します。（平成18年度は松江市、浜田市、益田市、隠岐の島町で実施しました。）この説明会では、採用試験の概要の説明、要項・願書の配布のほか、個別に相談にも応じています。募集説明会の日時・場所については4月下旬に決定しますので、島根県教育庁義務教育課、高校教育課にお問い合わせください。インターネットでも情報公開しています。

要項については…

01.インターネット

<http://www2.pref.shimane.jp/gimu/>

島根県教育庁義務教育課のホームページにアクセスしてください。

02.県内配布場所

●島根県教育庁	義務教育課	0852-22-5422
	高校教育課	0852-22-5411
●各教育事務所	松江（東津田町1741-1）	0852-32-5777
	出雲（大津町1139）	0853-30-5680
	浜田（片庭町254）	0855-29-5703
	益田（昭和町13-1）	0856-31-9671
	隠岐（隠岐の島町港町字塩口24）	08512-2-9772

等

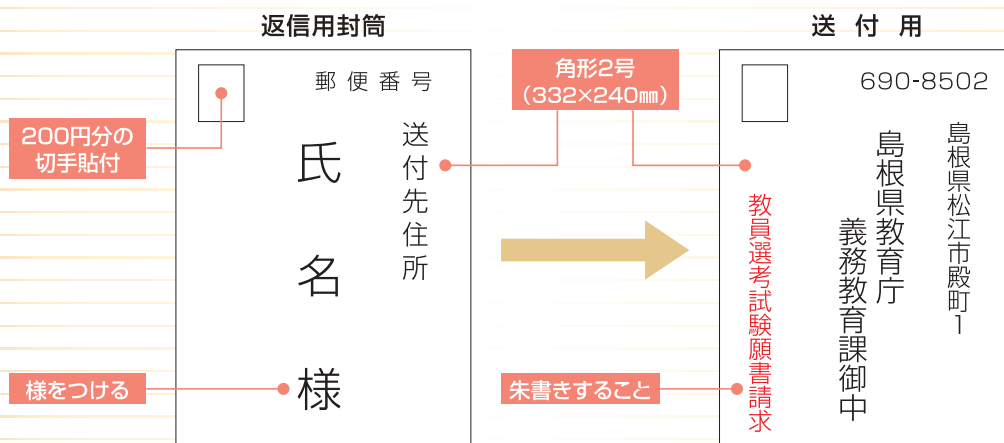
03.県外配布場所

●東京事務所	千代田区平河町2-6-3（都道府県会館11F）	03-5212-9070
●大阪事務所	大阪市北区西天満3-13-18（島根ビル2F）	06-6364-3605
●広島事務所	広島市中区立町1-23（ごうぎん広島ビル3F）	082-541-2410

等

04.郵送

請求は4月より受け付けますが、発送は5月上旬以降となります。



連絡お問い合わせ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁義務教育課 企画人事グループ TEL 0852-22-5422

島根県教育庁高校教育課 企画人事グループ TEL 0852-22-5411